

業務委託契約等の競争入札における資本関係または人的関係のある者の同一入札への参

加制限について

鹿児島市では、入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、同一入札への参加を制限します。

1. 制限の内容

本市が発注する業務の委託契約（建設工事に附帯する契約を除く。）又は物品の購入、売払い、修繕若しくは賃貸借、製造の請負に係る競争入札において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。

同一入札に参加する複数の者の関係が、次の2に掲げる基準に該当する場合は、後の4に掲げる取扱いとする。

2. 基準

次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

①親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 公告等への記載

基準に該当する者のした入札は無効とする旨を、次に掲げる文書に記載することとする。

（1）一般競争入札にあつては公告及び入札説明書

（2）指名競争入札にあつては指名通知書

4. 基準に該当する場合の取り扱い

（1）一般競争入札の場合

入札参加の資格のない者のした入札として本市契約規則第10条第1号に基づき、無効として取り扱う。

（2）指名競争入札の場合

入札に関する条件に違反した入札として同規則第10条第9号に基づき、無効として取り扱う。

※入札執行の完了までの間に基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

5. 留意事項

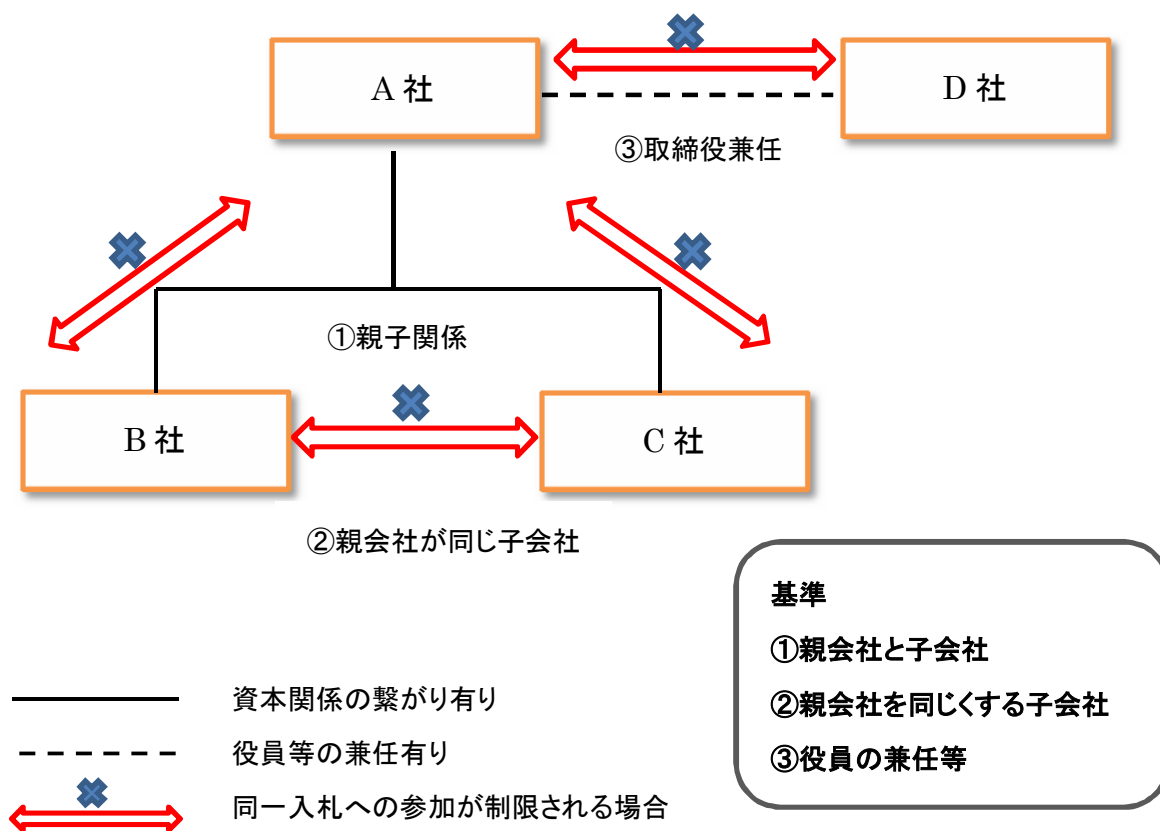
入札参加者の関係が基準に該当する場合に、この取り扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは談合と解さない。

6. 適用時期

平成26年3月1日以降に入札公告若しくは指名通知を行うものから適用する。

ただし、平成25年度に実施する業務に係る入札は除く。

同一入札への参加が制限される例



【資本関係の対象となる親子会社】

- 会社法第2条第3号の規定による子会社
- 会社法第2条第4号の規定による親会社

※子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

【人的関係の対象となる役員】

- 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
- 取締役(社外取締役及び委員会設置会社の取締役を除く。)
- 会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

※「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。